

資料2：「統合ネットワーク接続利用機関の帯域と利用期間」の補足事項

1 項目説明

項目	内 容
No	一連番号
大分類 I D 大分類	1 本省・分庁舎、2 労働関係、3 社保関係、4 検疫所関係、5 厚生局関係、6 施設等機関関係
中分類 I D 中分類	1 本省、2 分庁舎、3 都道府県労働局 4 労働基準監督署、5 公共職業安定所・出張所・分室、6 安定付属施設、7 その他関係機関、8 社会保険事務局、9 社会保険事務所、10 社会保険事務センタ、11 年金相談センタ・年金電話相談センタ等、12 検疫所、13 検疫所支所、14 出張所、15 輸入食品検疫検査センタ、16 地方厚生局、17 地方厚生局（都道府県支所）、18 麻薬取締部、19 施設等機関 注1) 接続しない分類も含む 注2) 同一庁舎で複数の分類がある場合には若番優先としている。
拠点 I D	利用機関の I D
都道府県 I D 都道府県	都道府県 I D と都道府県名
郵便番号	郵便番号
住所	住所（移転予定含む）
追 加 帯 域	システム名 年月 業務系 情報系
システム名	主として回線を利用する個別システム名
年月	利用開始年月・帯域変更年月
業務系	業務系の帯域
情報系	情報系の帯域
現行帯域	現行調達仕様書に基づき利用する帯域
利用機関名	利用機関の名称
インターネット V P N 利用機関	インターネット V P N で接続をする利用機関（通常の光回線は敷設しない機関）
インターネット V P N 開始時期	インターネット V P N で接続する利用機関の開始時期
暗号化	暗号化を実施する利用機関（帯域共用型は実施しない）
帯域共用型	帯域共用型とする利用機関
備考	補足事項等

2 帯域について

- ① 開始当初は0（又は空欄）になっており、途中の年月から帯域の記載がある利用機関はその年月から利用を開始する。
- ② 帯域に記載があり、途中で空欄（又は0）になっている利用機関はその前月で接続が終了する。
- ③ 同一利用機関で年月毎に帯域が変更している場合には、記載年月時点で記載の帯域に変更する。

3 移転を予定している利用機関について

住所欄に移転情報を記載している場合には、移転を予定している。

4 同一住所の取り扱いについて

同一住所であっても拠点 I D が異なる場合には、原則、それぞれに回線を引き込むこと。（別の利用機関として取り扱う）。ただし、現地の状況等により調整を行い同一の利用機関（回線を共用）とする場合もあるので留意すること。

5 帯域保証について

1 つの利用機関で複数の個別システムが利用する場合には、それぞれの個別システム毎に帯域保証を行う。